

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五泉市は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

新潟県 五泉市長

## 公表日

令和3年11月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>五泉市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>①自立支援給付の支給に関する事務</li> <li>②自立支援給付支給決定の変更に関する事務</li> <li>③地域相談支援給付決定の変更に関する事務</li> <li>④自立支援医療支給認定の変更に関する事務</li> <li>⑤地域生活支援事務の実施に関する事務</li> </ul> </li> <li>・身体障害者福祉法に基づくもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>①身体障害者手帳の交付申請に関する事務</li> <li>②身体障害者手帳の返還に関する事務</li> <li>③身体障害者手帳の変更届出に関する事務</li> <li>④身体障害者手帳の再交付に関する事務</li> </ul> </li> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づくもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>①精神保健福祉手帳の交付申請に関する事務</li> <li>②精神保健福祉手帳の返還に関する事務</li> <li>③精神保健福祉手帳の変更届出に関する事務</li> <li>④精神保健福祉手帳の再交付に関する事務</li> </ul> </li> <li>・児童福祉法に基づくもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害児通所給付費の支給に関する事務</li> <li>②特例障害児通所給付費の支給に関する事務</li> <li>③高額障害児通所費の支給に関する事務</li> <li>④肢体不自由児医療費の支給に関する事務</li> <li>⑤障害児相談支援給付費の支給に関する事務</li> <li>⑥特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務</li> <li>⑦障害児通所給付決定の変更に関する事務</li> <li>⑧障害福祉サービスの提供に関する事務</li> </ul> </li> </ul>
③システムの名称	1. MCWEL障害者システム 2. 中間サーバ 3. 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 身障更生台帳情報ファイル (2) 知障更生台帳ファイル (3) 精神保健手帳情報ファイル (4) 現況マスタ情報 (5) 予防給付現況情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の8,11,14,84の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める命令第8条、第11条、第14条、第60条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[ 実施する ]</div> <div style="text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div> </div>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>(情報照会)          ・番号法第19条第8号 別表第二の10,11,12,25,108,109,110の項          ・番号法別表第二の主務省令で定める命令第9条、第10条、第18条、第55条</p> <p>(情報提供)          ・番号法第19条8号 別表第二の16,26,56の2,57,87,116の項          ・番号法別表第二の主務省令で定める命令第12条、第19条、第30条、第31条、第44条</p>
<p><b>5. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>健康福祉課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>健康福祉課長</p>
<p><b>6. 他の評価実施機関</b></p>	
<p>なし</p>	
<p><b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b></p>	
<p>請求先</p>	<p>五泉市総務課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911</p>
<p><b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b></p>	
<p>連絡先</p>	<p>五泉市健康福祉課 新潟県五泉市太田1094番地1 TEL:0250-43-3911</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	1. 総合福祉事務システム 2. 中間サーバー 3. 宛名管理システム	1. NCWEL障害者システム 2. 中間サーバー 3. 統合宛名システム	事後	
令和1年6月10日	I関連情報 5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健康福祉課 浅井 隆子	健康福祉課長	事後	
令和1年6月10日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	
令和1年6月10日	IIしきい値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事後	
令和1年6月10日	IVリスク対策		別紙評価書のとおり	事後	様式変更による追加
令和2年8月7日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和元年7月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年8月7日	IIしきい値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年7月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和3年11月19日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠（情報照会）	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法の改正による変更
令和3年11月19日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠（情報提供）	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法の改正による変更
令和3年11月19日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月19日	IIしきい値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	